

武蔵大学の障害学生支援体制等のまとめ

2023年7月25日制定
ダイバーシティセンター

本文書は、「武蔵大学障害学生支援に関する基本方針」に基づき、障害のある学生への支援の体制等についてまとめたものである。本文書および添付資料、その他必要な情報は随時大学ウェブサイトで公開する。

I. 入学前

1. 支援体制

ダイバーシティセンターが窓口となる。入学試験実施にあたっては、アドミッションセンター、志願する学部・研究科を中心に、全学体制で支援を行う。

2. 決定過程（資料1・2）

入学試験時の合理的配慮について、入学志願者の申し出を受けて対応を検討する。申し出どおりの対応が難しい場合は、代替措置について入学志願者と調整を行う。検討・調整に時間を要する可能性があるため、申し出はできるだけ早期が望ましい。なお、入学試験時と入学後では本学で対応できる内容が異なる場合がある。入学後の修学支援を希望する場合は、修学時の配慮申請の相談も受け付けている。受験上の配慮申請と修学における配慮申請については併せて相談することができる。いずれもダイバーシティセンターで随時対応する。また、オープンキャンパス等についての相談も受け付ける。

(1) オープンキャンパス等

オープンキャンパス等の参加希望者が情報保障等を希望する場合、事前にダイバーシティセンターに申し出る。ダイバーシティセンターは、アドミッションセンターと連携し、必要に応じて学内調整を行い、調整結果を参加希望者に伝える。オープンキャンパス等の運営は、アドミッションセンターが行う。

(2) 入学試験まで（受験上の配慮申請）

入学志願者は、事前に「受験上の配慮申請書」をダイバーシティセンターに提出する。後日ダイバーシティセンターと面談し、受験時に必要な配慮について確認する。ダイバーシティセンターは、入学志願者の希望する配慮内容をアドミッションセンターに伝達する。アドミッションセンターは、必要に応じてダイバーシティセンターとともに学内調整を行う。ダイバーシティセンターは調整結果を入学志願者に伝え、合意を得た上で入学試験時の合理的配慮を決定する。入学試験実施に際しては、アドミッションセンターが配慮内容に即した運営を行う。

(3)入学前（修学における配慮申請）

入学志願者は、「修学における配慮申請書¹」をダイバーシティセンターに提出する。後日ダイバーシティセンターと面談し、入学後に必要な配慮について確認する。面談には、必要に応じて関係部署の担当者が同席する。ダイバーシティセンターは、入学志願者の希望する配慮内容に基づき学内調整を行い、調整結果を入学予定者に伝える。必要に応じて再調整し、最終的には入学予定者の合意を得た上で修学における合理的配慮を決定・実施する。なお、検討・調整に時間を要する可能性があることから、申し出はできるだけ早期が望ましい。

3. 機会の確保

入学者選抜においては、障害の有無によらず公平に合否判定を行うための機会を確保する。これまでの支援内容の例は次のとおりである。

- ・ 受験時の座席位置の指定
- ・ 別室受験
- ・ 試験時間延長
- ・ 解答方式の変更（マークシート方式からチェック式に変更、パソコンを使用した解答等）
- ・ 問題用紙・解答用紙の拡大印刷

II.入学後

1. 支援体制

ダイバーシティセンターが窓口となり、必要に応じて教務課、学生生活課、大学保健室、学生相談室などの関連部署、授業担当者、指導教授、学部・研究科等が支援する。

2. 決定過程

支援を希望する学生は、「修学における配慮申請書」をダイバーシティセンターに提出する。ダイバーシティセンターと面談し、修学において必要な配慮について確認する。面談には、必要に応じて関係部署の担当者が同席する。ダイバーシティセンターは、学生の希望する配慮内容に基づき学内調整を行い、調整結果を学生に伝える。必要に応じて再調整し、最終的には学生の合意を得た上で修学における合理的配慮を決定・実施する。適宜フォローアップ面談を行い、必要に応じて内容の見直しを行う。

3. 機会の確保・教育方法等

障害のある学生が、障害のない学生と同等の修学機会を確保できるよう、個々の学生に適切な支援を行う。また、学内の社会的障壁を取り除くよう努める。これまでの支援内容の例は次のとおりである。

¹ 「修学における配慮申請書」は入学後も随時受け付けているため、申請の必要が生じた時点で提出することも可能である。

(1) 授業

- ・授業担当者への配慮依頼文書の発出
- ・授業時の座席位置の配慮
- ・教室変更
- ・体調不良時の途中退室への配慮を授業担当者に依頼
- ・サポート学生による情報保障（ポイントテイク等）

(2) 定期試験 担当：教務課

- ・定期試験時の座席位置の配慮
- ・別室受験
- ・試験時間延長
- ・解答方式の変更（マークシート方式からチェック式に変更）
- ・問題用紙・解答用紙の拡大印刷

(3) 学生生活（資料3）

- ・問合せや相談の内容に対応する部局の紹介、案内（大学保健室、学生相談室、学生生活課、グローバル教育センター、キャリア支援センター、情報・メディア教育センター、大学庶務課、大学図書館等）
- ・学内施設利用に際しての調整
- ・障害のある学生（身体障害認定を受けている者）の経済的負担を軽減することを目的として、障害により特別に必要となる経費の一部を支援金として給付

(4) 災害時・緊急対応 担当：総務課・学生生活課

- ・本学園の自衛消防隊編成表により対応。避難訓練の実施に当たっては、自衛消防隊編成表に基づき、障害の状態を考慮し実施する。避難についての要望等はダイバーシティセンターが聞き取り、調整する。

Ⅲ.施設・設備のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化

本学のバリアフリー状況の詳細は、付属資料4「武蔵大学学内バリアフリー状況一覧表」および5「武蔵大学フロア別だれでもトイレの一覧」のとおりである。

教室の配置されている建物は、7号館と9号館を除くすべてにだれでもトイレが設置されている。車いす対応エレベーターの設置状況は、各建物により異なる。また、一部の入口等の段差が解消されていない建物が残っており、最短距離での移動ができない場合がある。今後、施設・設備の更新に際しては、ユニバーサルデザインを考慮した環境整備の推進に努める。

付属資料

資料1 「武蔵大学入学試験 受験上の配慮申請書」

資料2 「修学における配慮申請書」

資料 3 「武蔵大学身体障害学生支援金制度について」

資料 4 「武蔵大学学内バリアフリー状況一覧表」

資料 5 「武蔵大学フロア別だれでもトイレの一覧」

附則

1. この「武蔵大学の障害学生支援体制等のまとめ」は、2023年7月25日から施行する。
2. この「武蔵大学の障害学生支援体制等のまとめ」の改廃は、ダイバーシティセンター委員会の議を経て、ダイバーシティセンター長が行う。

武蔵大学入学試験 受験上の配慮申請書

武蔵大学に入学を志願する方で障害や病気等があり、受験上の配慮を必要とする場合は、出願前にこの書類を提出してください。検討・調整に時間を要する可能性があるため、早めに申請してください（ご提出いただいた個人情報は担当部局にて共有しますのでご了承ください。受験上の配慮についてはアドミッションセンター、修学上の配慮についてはダイバーシティセンターが担当となります）。

		西暦 年 月 日現在		
ふりがな	生年月日		性別	
氏名(本人)	西暦	年	月	日生 (満 歳)
ふりがな	大学入試センター(大学入学共通テスト)への受験上の配慮申請 (いずれかを○で囲んでください)			
〒 -	有 ・ 無			
現住所				
電話番号 携帯電話番号 (日中連絡が取れる番号をご記入ください。)	e-mail			
※調整等が必要な場合は e-mail アドレス宛に連絡をします。メールの確認や返信等が難しい場合は、ご希望の連絡方法をお知らせください。				
希望する連絡先:				
本人以外への連絡を希望する場合は、下記をご記入ください。				
ふりがな 氏名	連絡先		本人との続柄	
志望する学部学科または研究科専攻・入試方式・受験する際の科目(複数可)				
診断名、具体的な症状、程度(障害者手帳の等級など)				
受験時に希望する配慮事項等(※すべての希望に対応できるとは限りませんのでご了承ください。)				

希望する受験上の配慮が実施された場合でも入学後の修学上における同様の措置を保証するものではありません。修学上(入学後)の配慮を希望する場合は、別途申請書を記入いただき下記窓口にご相談ください。
ダイバーシティセンター (Tel:03-5984-3858)

修学における配慮申請書

修学上の配慮を希望する場合は、この用紙に必要事項を記入し、根拠資料のコピーを添付の上、ダイバーシティセンターへ提出してください。

西暦 年 月 日現在

ふりがな					
氏名(本人)					
学部学科 研究科専攻 (所属、または 入学予定)	<input type="checkbox"/> 経済学部	<input type="checkbox"/> 経済学科	<input type="checkbox"/> 経営学科	<input type="checkbox"/> 金融学科	
	<input type="checkbox"/> 人文学部	<input type="checkbox"/> 英語・英米文化学科			
		<input type="checkbox"/> ヨーロッパ文化学科			
	<input type="checkbox"/> 社会学部		<input type="checkbox"/> 社会学科	<input type="checkbox"/> メディア社会学科	
	<input type="checkbox"/> 国際教養学部		<input type="checkbox"/> 経済経営学専攻	<input type="checkbox"/> グローバルスタディーズ専攻	
<input type="checkbox"/> 大学院	<input type="checkbox"/> 経済学研究科				
	<input type="checkbox"/> 人文科学研究科		<input type="checkbox"/> 欧米文化専攻	<input type="checkbox"/> 日本文化専攻	<input type="checkbox"/> 社会学専攻
診断名			診断書	障害者手帳	
			有・無・申請中	有(種 級)・無・申請中	
具体的な症状					
障害によって生じる修学上の困難(複数選択可)					
<input type="checkbox"/> 読み	<input type="checkbox"/> 移動・運動	<input type="checkbox"/> PC操作	<input type="checkbox"/> 試験	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 書き	<input type="checkbox"/> 発話	<input type="checkbox"/> 視聴覚教材の利用	(別室・時間延長)	(自由記述)	
<input type="checkbox"/> ノートテイク	<input type="checkbox"/> 集中・記憶	<input type="checkbox"/> 専門機材やソフトの使用	<input type="checkbox"/> 食事		
<input type="checkbox"/> 聞き取り	<input type="checkbox"/> 実験・調査	<input type="checkbox"/> 時間や課題の管理	<input type="checkbox"/> 更衣		
<input type="checkbox"/> 視覚	<input type="checkbox"/> 実習	<input type="checkbox"/> 図書館の利用	<input type="checkbox"/> トイレ		
これまでの教育機関や大学入試センター(大学入学共通テスト)などで受けてきた支援・配慮					
(裏面もあります)					

大学生生活において希望する配慮内容

個人情報について

個人情報を含む配慮・支援に関する情報について、関係部局関係職員へ周知することに同意します。

※頂いた個人情報については目的以外には使用いたしません。

署名

【確認事項】下記項目ご一読の上同意いただける場合はチェックをお願いいたします。

対象とする「障害のある学生」とは、以下のように定義しています。

「視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、精神障害（発達障害を含む）等の障害があるため、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望した者」

根拠資料とは、障害者手帳・診断書・その他事情がわかる資料などをさします。

配慮申請書やそのほかの書類の提出があっても、希望する合理的配慮の提供が難しい場合があります。その際は、代替案について、話し合って検討・決定します。

ご不明点、ご相談等はダイバーシティセンター（TEL:03-5984-3858）までご連絡ください。

武蔵大学身体障害学生支援金申合せ

2023年7月25日
ダイバーシティセンター委員会制定

この申合せは、武蔵大学(以下「本学」という。)に在籍する身体に障害のある学生(以下「障害学生」という。)に対し、障害により特別に必要な経費(以下「必要経費」という。)の一部を支援金として給付するため、必要な事項を定める。

1. 対象者

本学の学生で、次のいずれかの身体障害があり、身体障害認定を受けている者を対象とする。ただし、授業料等未納者は対象としない。

- (1) 視覚障害
- (2) 聴覚障害
- (3) 肢体不自由
- (4) 内部障害
- (5) その他、身体障害者手帳交付の対象となる障害

2. 申請

この支援金の給付を希望する者は、所定の申請用紙に必要な経費の証憑書類等を添え、事由が発生した当該年度内に、コーディネーターを経てダイバーシティセンター長に申請するものとする。ただし、年度末(2、3月)の事由に限り、次年度前春期中の申請を認める。なお申請に先立ち、コーディネーターとの面談を行うものとする。申請は、学期または年度に1回を原則とするが、コーディネーターが必要と判断した場合はそれ以上の回数の申請を可とする。

3. 支援金の給付

(1) 給付額

障害学生が支払った必要経費に対し、一人あたり年間20万円(1学期のみ在籍の場合10万円)を上限として給付する。

(2) 他の補助制度との併給

本支援金に申請する際には、原則として国や自治体等による助成制度への申請が条件となる。必要経費が他の助成制度(本学の他の支援制度を含む)による支援金を超過して発生した自己負担額が、本支援金の対象となる。

4. 必要経費の範囲及び対象

必要経費は、本学の正課教育における学修活動に要する経費で、障害により特別に必要な経費であると認められるものとし、その対象は別表第1のとおりとする。なお、別表第1の必要経費が国や自治体等の助成制度の対象外となる場合には、コーディネーターに相談すること。

5. 支援金の給付期間

支援金の給付期間は1年間とし、在籍中は引き続き申請することができる。

6. 休学・退学時の申請・給付

(1) 休学

支援金は、休学学期にも申請・給付可能とする。

(2) 退学

支援金の申請後に退学が決定した場合、本学在学の最終学期までに発生した当該年度の必要経費の申請を受け付ける。

7. 選考及び決定

ダイバーシティセンター委員会の審議を経て、ダイバーシティセンター長が決定する。

8. 支援金の返還

懲戒処分の対象となった場合や申請書類に虚偽があった場合など、ダイバーシティセンター長が支援金の給付は不適当と認めた場合は、ダイバーシティセンター長は給付した支援金の返還を求めることができる。

9. 改廃

この申合せの改廃は、ダイバーシティセンター委員会が行う。

附 則

この申合せは、2023年4月1日から施行する。

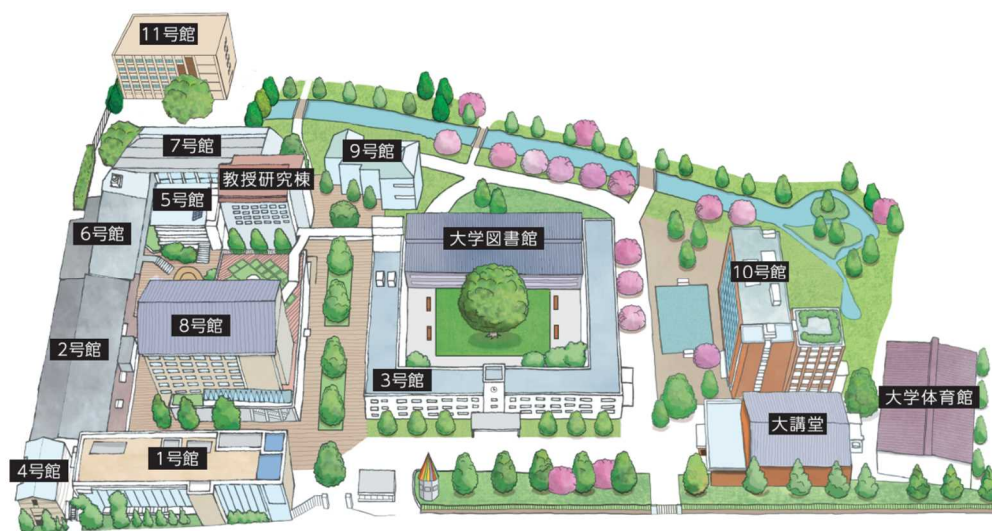
別表第1

経費	摘要
援助者謝金	障害者ガイドヘルパー、手話通訳者等の援助者へ支払う謝金
援助者交通費	援助者の自宅から現地までの往復交通費
障害学生交通費	障害学生の福祉タクシー等交通費
情報保障関係業務委託費	音声文字起こし等の情報保障に関する業務委託費

(注)

- 1 援助者の手配は、障害学生が居住する自治体等の支援サービスを優先して利用するものとする。
- 2 援助者の交通費は、公共交通機関の運賃とするが、合理性が認められる場合はハイヤー・タクシー等の利用も可能とする。
- 3 障害学生の交通費(福祉タクシー等)は、公共交通機関の利用が難しい場合など、特別に必要な移動に限り認めるものとする。

武蔵大学学内バリアフリー状況一覧表(2023年7月現在)



	出入口の状況			昇降		視覚障害者誘導用ブロック	車いす用の座席がある教室※3
	だれでもトイレ	段差	自動ドア※1	車いす対応エレベーター※2	階段手すり		
1号館	○	フラット	○	○	○	○	○
3号館	○	階段/スロープ	△	○	○	×	△
5号館	○	フラット	○	△	○	×	-
6号館	○※4	フラット	△	○	○	×	○
7号館	○※4	フラット	△	○	○	×	△
8号館	○	階段/スロープ	△	○	○	○	○
9号館	×	階段/スロープ	○	△	○	×	△
10号館	○	フラット	○	○	○	×	-
11号館	○	フラット	○	○	○	×	△
教授研究棟	×	階段/スロープ	×	△	○	×	-
大講堂	×	階段/スロープ	×	×	○	×	-
大学体育館	×	階段/スロープ	×	×	×	×	-
大学図書館(本館)※5	○	フラット	○	△	○	×	-

※1 凡例

○:自動ドアがある。△:自動ドアと手動ドアがある。×:手動ドアのみである。

※2 凡例

○:バリアフリー設備のあるエレベーターである。△:エレベーターはあるが、利用者の状況に応じて確認が必要である。

×:エレベーターがなく、階段のみである。

※3 凡例

○:車いす用座席がある。△:車いすの形状に応じて教室の状況等確認が必要である。-:正規の授業に使う教室がない。

※4 だれでもトイレについて

6号館のだれでもトイレは7号館と近接しているため1つを兼用として表記した。

※5 大学図書館本館は表のとおり。洋書プラザについての詳細は、大学図書館に要問合せ。

武蔵大学フロア別だれでもトイレの一覧(2023年7月現在)

本学では、「だれでもトイレ(ALL Genders Restroom)」を設置し、ピクトグラムを表示している。(右写真参照)
だれでもトイレは各建物によって、設備が異なる。



		音声ガイド※1	自動ドア	手すり	点字※2	温水洗浄便座	オストメイト	ベビー用具	内部の直径※3	備考
1号館	B1階	×	×	○	○	○	○	○ ベビーチェア	150 cm以上	背もたれ付き便座
1号館	1階	×	×	○	○	○	×	○ ベビーチェア	150 cm以上	背もたれ付き便座
3号館	1階	×	×	○	○	○	○	○ ベビーチェア	110 cm	着替え台
3号館	3階	○	○	○	○	○	×	×	150 cm以上	荷物台
5号館	1階	○	○	○	○	○	○	○ ベビーチェア	150 cm以上	背もたれ付き便座
6号館	1階	×	×	○	○	○	×	×	150 cm以上	半屋外、パネルヒーター
8号館	1階	×	×	○	×	×	×	×	150 cm以上	
8号館	4階	×	×	○	×	×	×	×	150 cm以上	ドアが折れ戸
10号館	1階	×	×	○	○	×	×	○ ベビースーツ	150 cm以上	
11号館	1階	○	○	○	○	○	○	○ ベビースーツ	150 cm以上	着替え台、荷物台
11号館	3階	×	×	○	○	○	×	×	150 cm以上	ドアが折れ戸
11号館	4階	×	×	○	○	○	×	×	150 cm以上	ドアが折れ戸

※1 凡例

○:自動ドア開閉時に、音声ガイドが流れる ×:音声ガイドがない

※2 凡例

○:温水便座操作パネル、自動開閉ドアなどに点字がついている。×:点字がない

※3 トイレ内の横幅について

国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(2021)」において、車いす使用者用便房内の直径は150 cm以上、条件により180 cm以上であると望ましいとしている。

そのため、本調査においてはだれでもトイレ内の直径が150 cm以上あるかを基準とした。